

○兵庫県行政不服審査会傍聴要領

(趣旨)

第1条 兵庫県行政不服審査会の会議又は調査手続の傍聴については、この要領の定めるところによる。

(傍聴人の数)

第2条 公開することとした会議又は調査手続を傍聴することができる者の数は、会場における傍聴席の数に相応する数とする。

2 前項の傍聴席の数は、会場ごとに会長又は部会長（会長又は部会長が指名した委員が調査をする場合にあつては、当該委員。以下「会長等」という。）が定める。

(傍聴の手続)

第3条 傍聴しようとする者は、会議又は調査手続の開始予定時刻の30分前までに、受付簿にその氏名及び住所を記入しなければならない。

2 傍聴しようとする者の数が前条第1項の傍聴席の数に相応する数を超えるときは、傍聴することができる者は、抽選により決定する。

(危険物の所持者等に対する措置)

第4条 凶器その他危険物を所持している者その他会議の運営又は調査手続の進行に支障を及ぼすと認められる者は、傍聴することができない。

(入場又は退場)

第5条 傍聴人は、会場への入場又は会場からの退場に際し、会長等又は会長等の命を受けた職員の指示に従わなければならない。

(会場における遵守事項)

第6条 傍聴人は、会長等又は会長等の命を受けた職員の指示に従わなければならない。

2 傍聴人は、会議又は調査手続の傍聴に当たり、次の事項を守らなければならない。

(1) 静粛にすること。

(2) 飲食又は喫煙をしないこと。

(3) 会場における言論に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(4) みだりに自席を離れないこと。

(5) 会長等の許可を受けないで、写真を撮影し、録音し、録画し、又は放送しないこと。

(6) 会長等の許可を受けないで、携帯電話、携帯情報端末その他通話又は通信の機能を有する機器により通話し、又は通信しないこと。

(7) 会議の運営又は調査手続の進行の妨げとなる行為をしないこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、会場における秩序を乱す行為をすること。

(公開しないこととした場合の措置)

第7条 傍聴人は、会議又は調査手続を公開しないこととする決定があつたときは、速やかに退場しなければならない。

(退場等の措置)

第8条 傍聴人がこの要領に違反したときは、会長等は、退場その他必要な事項を命ずることができる。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議又は調査手続の傍聴に関して必要な事項は、会長等が定める。

附 則

この要領は、平成28年7月7日から施行する。